

令和5年 第1回

仁木町議会定例会会議録

( 2日目 )

開 議 令和5年3月13日(月)

散 会 令和5年3月13日(月)

仁 木 町 議 会

## 令和5年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 令和5年3月13日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 一般質問<br>地域活性化に向けた取組は（佐藤秀教議員）<br>地域公共施設の効率的な活用を（野崎明廣議員）<br>令和5年度町政執行方針について（上村智恵子議員） |
| 日程第3  | 議案第11号 令和5年度余市郡仁木町一般会計予算   |
| 日程第4  | 議案第12号 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算   |
| 日程第5  | 議案第13号 令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算   |
| 日程第6  | 議案第14号 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第7  | 議案第5号 仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  |
| 日程第8  | 議案第6号 仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について   |
| 日程第9  | 議案第7号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第10 | 議案第8号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第11 | 議案第9号 仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第12 | 議案第10号 ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について   |
| 日程第13 | 議案第15号 仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第14 | 議案第16号 障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                      |
| 日程第15 | 議案第17号 仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について                      |
| 日程第16 | 議案第18号 仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について                              |
| 日程第17 | 議案第19号 仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について  |

## 令和5年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 議 令和 5年 3月13日（月） 午前 9時30分

散 会 令和 5年 3月13日（月） 午前11時57分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

## 出席議員（8名）

1 番 磨 直 之	2 番 木 村 章 生	4 番 佐 藤 秀 教
5 番 嶋 田 茂	6 番 野 崎 明 廣	7 番 上 村 智 恵 子
8 番 宮 本 幹 夫	9 番 横 関 一 雄	

## 欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋
副 町 長	林 幸 治	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 長	河 井 健	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	可 児 卓 倫
総 務 議 事 係 長	佐 藤 祐 亮

開 議 午前9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。門脇議員より欠席する旨の届出がありました。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月10日に引き続き、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。3名の方から3件の質問があります。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、質問1件につき時間は最長で30分とします。

それでは『地域活性化に向けた取組は』以上1件について佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、地域活性化に向けた取組は、について質問させていただきます。

我が国は、東京都など大都市への人口一極集中が是正されないため、地域の社会的機能が低下して生活維持が難しくなるなど、過疎化が止まらない状況にあります。政府は過疎地域を支援する法整備を繰り返し、自治体も個別の対策を練り上げてきましたが、それでも地域の衰退に歯止めがかかりません。本町では、「仁木町総合計画」や「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って各種事業に取り組み、一定の成果を上げていますが、依然として人口減少や少子高齢化が進んでおり、地域の経済・産業に大きな影響を及ぼしています。

町長は今年度、三期目の折り返し地点となりますが、就任当初の所信表明や、第6期仁木町総合計画などで重視する政策として、農産物や観光資源を活用した関係人口の創出、後志自動車道を活用した賑わいの創出、景観も観光資源として捉えた景観条例の制定など、地域振興の推進を挙げております。そこで、今後の地域活性化に向けた取組について伺います。1点目、関係人口創出の取組状況と今後の取組は。2点目、後志自動車道のインターチェンジを活用した賑わいの創出等、今後の観光振興の取組は。3点目、景観条例制定の取組状況と今後の取組は。以上3点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは佐藤議員からの、地域活性化に向けた取組は、の質問にお答えいたします。

1点目の「関係人口創出の取組状況と今後の取組は」についてであります。これまで「くだものフェア」や「ワインと伝統芸能のゆうべ」、定住自立圏における「FANSY（ファンシー）」などの交流人口の増加につながる観光施策に取り組み、定住・定着に向けては、国及び北海道と連携した地方創生移住支援金の実施や平成28年度から実施する仁木町定住促進住宅建設事業では、令和3年度末現在で42戸が建設されるなど、一定の効果が生まれているところです。また、令和2年度から東京都内に本社を置く、IT

関連大手のエンジニア派遣会社である株式会社Modis（モディス）と地域の課題発見とテクノロジーを活用した解決策を構想する活動を行っており、町民との交流やワインイベントにおけるデジタル技術を活用したアンケート実施のサポートをしていただくなど、新たな関係構築も進めてまいりました。さらには、仁木町の魅力発信や地域資源の発掘・活用に取り組んでいる地域おこし協力隊員も、仁木町の魅力づくり・魅力発信に鋭意取り組んでいるところで、そこから一歩進んで民間企業や都市部の人材が町と継続的に関わっていくことが、関係人口増加のきっかけであると考えます。今後におきましても、町の魅力が感じられる様々な機会の提供や民間企業等とも地域との関わりを通じた交流を継続することで、これらの事業を共創し、関係人口の増加につなげてまいります。

2点目の「後志自動車道のインターチェンジを活用した賑わいの創出等、今後の観光振興の取組は」について申し上げます。議員仰せのとおり、後志自動車道（仮称）仁木インターチェンジの開通を令和6年度に予定しており、今後、本町を終点とする後志自動車道を活用し、道央圏から多くの観光客が来町されることを期待しております。これを契機に本町の観光振興を一気に推し進めるという考えは、議員の考えと同じく最優先で検討していかなければならない重要事項であるとも認識しております。現在、町の観光資源を整理いたしますと、1つ目に果樹観光を中心とした観光農園、2つ目に近年急速な成長を遂げているワイナリー、3つ目に（仮称）仁木インターチェンジの出入口にほど近い農村公園フルーツパークにきやふれあい遊トピア公園を始めとする集客施設が挙げられます。今後の展望といたしまして、1つ目の観光農園への誘致につきましては、（仮称）仁木インターチェンジの出入口付近に観光農園等が掲載された仁木町の案内看板の設置を検討しているほか、仁木町観光協会が中心となり、魅力ある果樹観光を推進すると共に、SNSやマスコミを始め各種媒体を活用したプロモーション活動に取り組みます。2つ目のワイナリーを活用した観光振興につきましては、宿泊を伴うワイナリー巡回ツアーや収穫体験など、アクティビティを取り入れたツアーを始め、町内の各ワイナリーにおける魅力や個性を活かした特色ある観光商品の開発を進めることとし、ワイン事業者、観光協会、仁木町ワインツーリズム推進協議会や旅行事業者と連携した取組を展開してまいりたいと考えております。3つ目のフルーツパークにきの活用につきましては、インバウンド旅行者を含む多様な観光客への情報提供や、交流の機会を創出できるようフルーツパークにきの道の駅化を含むリニューアルに向けた調査・検討を行うこととし、令和5年度において先進地の視察等を計画しております。

最後に、インターチェンジの出入口が町道1番線に接続されることを考慮し、出入口周辺に商業施設が多く建設されることを想定した場合、農業振興地域整備計画からの除外が必要となることから、地域未来投資促進法に基づく仁木町基本計画の重点促進区域に当該地域を組み込むことを検討しております。地域未来投資促進法とは、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に経済効果を及ぼすことを目的としており、この法律に基づき策定された計画に重点促進区域として組み込むことにより、農業振興地域に指定されている土地であっても、農用地転用許可等の手続きに関する配慮を受けることができます。これにより、（仮称）仁木インターチェンジ出入口周辺に商業施設や飲食店等が立地しやすい環境となることで、観光客等の関係人口の拡大が期待され、観光産業はもとより地域の活性化が図られると考えております。

3点目の「景観条例策定の取組状況と今後の取組は」についてですが、景観条例の制定につきましては、

三期目の町政を担うに当たり、本町の特色ある果樹、ワイン用ブドウ栽培など農業が持つ多面的な機能と合わせた良好な景観形成や自然環境の保全との両立を図り、町民の総意による景観条例の制定を掲げております。令和5年度町政執行方針でも述べさせていただいておりますが、地域の特性に沿った景観条例の制定に向け、景観への保全意識の醸成を図るための取組を進めることとしております。これらの取組を進めるに当たり、昨年11月に景観条例・景観計画について、先進的自治体である群馬県高山村への仁木町議会総務経済常任委員会の研修視察に職員を参加させていただき、具体的な取組を視察したほか、道内における先進的な事例を収集する等、基礎的な調査研究を行ったところです。今後の取組といたしましては景観条例の制定に向けた基本的な考え方を整理するために、庁内にワーキングチームを設置し作業を進めるほか、広範な町民の皆さまが景観の保全に対する意識の醸成を図っていただくことを目的に町の広報紙において情報の提供を行うと共にセミナーやワークショップの開催についても検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。只今の町長のご答弁で、関係人口の創出について、果物フェアなどのイベントやIT関連企業と連携した関係人口の創出に向けた取組、更には地域おこし協力隊の活動等関係人口創出に向けた様々な取組を行っているということでございますが、これらの取組によって、町はどのような効果を期待しているのか具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）これまでの観光の取組をはじめとしまして、まずは仁木町を知ってもらう。そして仁木町に関心を持ってもらうということが大事だと思っております。そして最終的に移住・定住というところに到達するということで考えておりますけれども、移住・定住についてはハードルの高い部分であるということは事実でございます、認識しているところでございます。本町においてですね、取り組むべき課題に対してですね、関係人口の増加に期待する効果といたしましては、地域産業の担い手として活動していただける人口減少に伴う人材不足の解消について効果的であるというふうに考えておまして、そこからの関係の深まりによる波及効果を期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

この問題につきましては、まちづくりに関して非常に重要な部分でございますので、最終的には人口増・減少対策ということにもなりますので、これは町長にお聞きしたいんですが、只今のご答弁のとおり関係人口とは、観光に来た交流人口でもない地域と多様に関わる人々を指す言葉で、地域に興味があり、かつ関与していきたいという思いを持ち、地域に新たな風を起こすことで地域経済の活性化を推進できるものというふうに認識しておりますけれども、そのためには地域に訪れる観光客などと地域住民が積極的に融合する仕組みの具体化が課題になると思います。町長の政策上の柱となっています「仁木愛（にぎあい）あふれるまちづくり」と、関係人口の創出につきましては、非常に相通じるものがあると思います。そこで、交流人口から関係人口につなぐためには、あともう一步踏み込んだ取組が私は必要になるのではないかと考えております。そこで、町長のこの関係人口創出に向けてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

関係人口になるきっかけといたしましては、過去にその地域で働いた経験や、あとは観光で訪れてその地域を好きになって、そこからリピーターになってもらうなど、人それぞれきっかけがございます。議員仰せのとおり、関係人口と言われる皆さんについてはですね、その地域の方との交流や、またその地域でしか味わえない関係性を求めている方が多いのが実情であります。交流人口から関係人口への流れが生まれるよう、今後新たなアクティビティの創出や、今ある町の資源の再発見、そういった活用など、受け入れるための仕組みづくりにおいて、触れ合いを通じた取組となるよう今後も調査・研究を続けてまいりたいとそうように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この、町長の仰る「仁木愛」この意味するところは、仁木町で暮らす町民の皆さんはもとより、仁木町にゆかりのあるすべての方々に、仁木町の思い・愛を醸成していただくことで、「仁木愛」は、単に人が集まるにぎわいではなく、仁木町への思いを持った人が、コミュニケーションを深めていただくことを表現しているということで理解しておりますけれども、このためには、先ほど申し上げましたけれども、やはりその前提としては、町民同士が触れ合える、交流できる仕組みづくり、あるいは観光客などと密接に触れ合いできる、交流できるそういう取組がやっぱり必要じゃないかなと思います。ですから、今後、町長も調査・研究をしてまいりたいということでございますので、しっかりその辺は研究してほしいと思います。

それでは次にですね、今後の観光振興の取組について伺いますけれども、先ほどのご答弁の中で、フルーツパークにきの道の駅化を含むリニューアルに向けた調査・検討を行うようでありますが、令和3年度に策定した仁木町公共施設個別施設計画では、フルーツパークにきの大規模改修が令和8年度に計画されております。そこで、道の駅事業化に向けてどのように進められていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）道の駅の事業化ということでございますが、道の駅の事業化を進めるために、まずはじめに、役場内にプロジェクトチームを発足させる予定でございます。これに、地域創造力アドバイザーである島田昌幸氏、香取みゆき氏を加え、フルーツパークにきの現状評価と道の駅となった施設の可能性を検証するとともに、道の駅化に向けた課題や問題点を洗い出し、令和5年度中に基本構想を策定することといたします。令和6年度には、意見交換会やパブリックコメントを実施し、基本計画を策定、令和7年度には実施設計、令和8年度に大規模改修を実施し、令和9年度から道の駅としてスタートする計画となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご答弁で、このフルーツパークの運営に関しましては、以前から課題となっております。今年度から道の駅として事業化を進められる計画であるということで、今、詳細にスケジュール等をお知らせいただきましたけれども、ぜひ、この計画に沿ってですね、円滑に事業が推進されるよう、よろしくお願ひしたいと思います。期待しています。

それで、この道の駅の事業化につきましては、余市町でも構想があります。余市町では高速道路の利用者を取り込む施設整備を計画しておりますけれども、このような状況で、本町の事業化に向けても、やは

り内容がかち合うことのないような本町独自の発想で差別化を図る必要があるのではないかというふうに私は思っております。昨年、道外研修で、産業課長も参加していただいておりますけれども、群馬県の川場村の道の駅を視察してまいりました。この道の駅は国土交通省から地方創生の拠点として、その成功例として、全国モデルに選定されておまして、年間200万人が訪れリピート率が70%という非常に人気の高い日本一の道の駅ということでございます。人気の要因といたしましては、確かに並み外れた道の駅、リゾート感覚の道の駅ということで、それに加えて地場、地元の産品を加工した乳製品など魅力的な商品開発を積極的に展開しているということが挙げられております。そこで、本町においても道の駅事業化に向けては特色ある商品開発をする必要があると考えます。ところが、JA新おたるの加工場が老朽化により、数年後には閉鎖する方向にあるようです。この道の駅事業化に合わせて6次産業化も視野に入れて検討できないのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）本町は、基幹産業を農業と位置付け、サクランボやミニトマトをはじめ多くの農産物が生産され、道内はもとより、全国各地から人気を集める産地となっております。しかし、一次産業だけでは、農閑期に販売する商品が乏しく、本町の農作物を活用した加工品の開発は喫緊の課題であると認識しております。議員仰せのとおり、JA新おたるが運営している加工施設につきましては老朽化が著しく、今後閉鎖する方向で進んでおります。トマトやリンゴを使用したジュースなどは、一部の生産者でも取り組んでいることは認識しておりますが、数量は限定的であると考えられます。昨年、仁木町観光協会では、ミニトマトを使用したソフトクリームを試作し、複数の方に試食アンケートを実施いたしましたが大変好評であったと伺っております。令和5年度に通常販売を目指すとのことでありますので、仁木町の新たな特産品の目玉になることを期待しております。また、昨年、包括連携協定を締結しているもりもとのコラボ商品として、仁木町産シャインマスカット、La・La・shine（ラ・ラ・シャイン）を使用したクリスマスケーキを販売したところ、予約殺到の大人気であったと伺っております。今後も、もりもとの連携を密に商品開発を進め、道の駅となったフルーツパークにきでの販売も視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

今、縷々ご答弁がありましたけれども、ブランド力のある企業との連携、これは非常に私も有効的であると考えております。ぜひ、新たな商品開発に向けた取組をお願いしたいと思います。

そこでもう1点お伺いしたかったのが、JA新おたるの加工施設の老朽化により、数年後には閉鎖する方向にあるということでお話しさせていただきましたけれども、町として、この道の駅事業化に向けて加工施設の建設に向けた検討ができないものか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）JA新おたるが運営している加工施設が閉鎖することは、町としても大変残念なことであります。しかし、その代替として町が加工施設を建設することは、施設の設置目的や将来的な財政負担の面からも現実的ではないと考えます。本町では現在、公営住宅等ハード面の整備を民間に委ね、そのための補助制度を充実するなど、行政側が施設を整備し管理していくことよりも、民間事業者による



役割を担っていただくことを推進してまいりましたが、加工施設等の建設に関しても同様に民間事業者の力をお借りしたいと考えております。そのため、町内の農作物を活用し、新たな特産品を創出できる企業を誘致し、開業していただくことにより、6次産業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご説明で、理解するところであります。

確かに令和8年度には先ほども申し上げましたように、フルーツパークの大規模改修も計画されております。これは計画では2億5000万円からかかるという、多額の費用がかかるということで、それも私は理解しております。それらのことを考えますと、現時点での加工施設の建設についてはちょっとハードルが高いのかなということで、今後の課題として捉えていただきたいと思います。それで、町の考える企業誘致等については、非常に有効な手段だと思っておりますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、景観条例の関係でお聞きしたいんですが、もう時間もありませんので、先ほどのご答弁で、この景観条例策定に当たっては町民とのコンセンサスを図る。ワークショップなどで町民とのコンセンサスを図るということでございますので、最後に町長にお聞きします。町長がイメージする景観とはどのような景観なのか。そして、その景観によって、期待する効果とは、どのようなものなのかについて町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私自身は本町の景観も大きな観光資源になるというふうに考えております。他の自治体を見ていると、後から追いかけるような形で整備を進めていけば、当然時間やお金を要してしまいかねませんので、ある程度行政がこれから誘導してですね、今から町並みを整備することによって、将来的に大きな魅力につながっていくものというふうに私も考えているところでございます。また、本町は基幹産業が農業ということも、大きな武器として、ワイナリーといった「人に見せる農業」が増えておりますので、そういった部分で町全体のイメージが根つき、今後、他の地域にない風光明媚な、そういった地域になることを目指してまいりたい。そのためにも、景観条例などを整備して、町独自の景観をつくり上げていきたいと、そのように私自身考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひ地域住民とのコンセンサスを図りながら、最終的にはやはり町民の方々のご協力がなければ、ご理解とご協力がなければ、この条例も制定できないものと私は考えております。ぜひそれはしっかり取り組んでほしいと思います。

最後になりますけれども、地域振興は多岐にわたり非常に重要な施策となります。本町の未来を見据えて、一歩ずつ着実に進めていってほしいと思います。

これもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に、『地域公共施設の効率的な活用を』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは一般質問をさせていただきます。

地域公共施設の効率的な活用を。

仁木地区では第6期仁木町総合計画に基づく「子育て支援拠点施設」の令和5年度の完成に向けた準備が進んでいます。また、銀山地区では小中一貫教育の実現に向けて、義務教育学校の準備が進められており、地域における説明会も開催されています。新たな取組に向けて動き出している一方で、既存の建物の老朽化は深刻であり、特に銀山地区の銀山生活改善センター、銀山老人いこいの家、銀山児童館は建設から50年近くが経過し、仁木町個別施設計画の現状調査では電気・機械設備において「更新計画の策定が望まれる」とされています。また、長期修繕計画では、一部の建物は修繕する計画となっていますが、今後とも使用することにより更なる財政負担等の発生が懸念されます。そこで、銀山地区の各施設についてお伺いいたします。1点目、利用頻度を町としてどのようにとらえているのか。2点目、機能を集約した新たな建物を建設する考えはあるのか。3点目、今後の方針について、地域住民の意見を聞く考えはあるのか。4点目、銀山小学校校舎の今後の利活用計画は。以上よろしくお願いたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの、地域公共施設の効率的な活用を、の質問にお答えします。

1点目の「利用頻度を町としてどのようにとらえているのか」についてであります。令和3年度の各施設の利用状況につきましては、銀山生活改善センターが利用日数80日、利用人数が1481人で施設稼働率は28.2%であります。銀山老人憩の家は、利用日数8日、利用人数が143人で施設稼働率は2.8%であります。いずれも、利用頻度という見方をした場合、決して高い水準ではないと認識しておりますが、本施設は、地域住民の生活技術の改善や向上、高齢者のレクリエーションの場や、心身の健康の増進を図るため、また、災害発生時の避難場所としての役割を担う施設であるため、利用頻度を重視すべき施設ではないと認識しております。

2点目の「機能を集約した新たな建物を建設する考えはあるのか」について申し上げます。議員仰せのとおり、銀山地区の3施設につきましては、建設後50年近く経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。しかし、当該施設につきましては、令和3年度に策定された仁木町公共施設個別施設計画において、令和18年度までに大規模改修や解体などを予定していることから、現行の指定管理者制度を活用し、適宜修繕等を行い、安全面や機能面で不具合が発生しないよう、引き続き適切な管理及び運営に努めてまいりたいと考えております。

3点目の「今後の方針について、地域住民の意見を聞く考えはあるのか」につきましては、町の最上位計画である第6期仁木町総合計画において、公共施設の総合的な管理の推進として、財政負担の軽減と平準化を図ると共に、施設の適正配置を実現するため、公共施設マネジメントの取組を進めることを謳っており、個別施設計画を策定し計画に基づき施設の更新・長寿命化を実行するとしております。第6期仁木町総合計画は令和3年度よりスタートしているため、現時点で計画の内容を改めるような協議をする考えはありません。しかし、個別施設計画で予定されている大規模改修や、解体・建設などを実施する際には、当然地域住民の皆さまの意見を聞く必要があると考えております。

4点目の「銀山小学校校舎の今後の利活用計画は」について申し上げます。令和4年度に策定した「銀山地区義務教育学校基本構想」において、令和8年度から開校する予定の銀山地区義務教育学校につきましては、銀山中学校敷地及び校舎を活用する方針としたことから、銀山小学校校舎を学校施設としては活用しないこととしておりますが、具体的な活用方法については今後多様な使い方を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）答弁をいただきました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、個別施設計画によりますと、銀山生活改善センターは、内部の劣化度がC判定となっております。修繕が必要とされていますが、具体的にはどのタイミングで修繕をされる予定なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）議員仰せのとおり、銀山生活改善センターの施設評価につきましては、床が沈んでいることから、施設内部の劣化度がC判定となっております補修が必要とされております。しかし、床が沈んだことによって即座に施設自体が使用できなくなるということではないことから、最小限の修繕によって施設利用が可能な限り、現状のまま使用していただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今、答弁をいただきまして、床としては今のところ応急処置程度の考えだと思います。ぜひとも状況を判断しながら、住民に利用者に事故のないように対応をしていただきたいなと思います。

それでは次に、児童館の修繕計画も策定されていますが、へき地保育所児童の推移はどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）銀山へき地保育所にかかる今後の児童の推移につきましては、令和5年度の申込み状況などを基に、各年度4月1日の見込み人数を申し上げます。令和5年度が7名、令和6年度が6名、令和7年度が5名、令和8年度が3名、令和9年度がゼロという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今、令和9年度には児童が卒園されていなくなるということですが、それでは、指定管理については、令和5年度に更新次期を迎えますが、令和6年度以降の指定管理者をどう考えているのか。また、令和9年度以降は児童の減少により、児童のいない年と、またいる年が想定されますが、このような場合の対応策として、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）毎年秋にでございますが、指定管理者であります銀山へき地保育所父母会の皆さまと懇談する場を設け、次年度以降の管理運営に向けた要望や意見等を伺っており、父母会からは、令和8年度末までの存続を強く望むということの内容で承っております。令和6年度以降の対応につきましては、父母会の意向や児童の推移、平成18年度から指定管理者として指定を受けているという実績等を踏まえまして、現行制度を継続して行う考えでございます。また、令和9年度以降の施設の対応につきましては、今後、銀山地域での出生や急な子育て世帯の転入により児童数に変動が生じる可能性がありますので、現時点では判断できかねる状況でございます。今後は、児童数に変動があった時点におきまして、地域の皆さまからご意見等いただいた上で、その対応について適切に判断してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今後の状況に対応していただきたいと思います。

次に、施設を集約してまとめることは、町の財政上どのような効果が期待できるのでしょうか。また、それによって、指定管理者制度に変更が生じるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）施設を1つにまとめることで維持管理の面で大きなメリットがあると考えられます。例えば、光熱水費や保険料、除雪費など建物が一つであれば、かかる経費も軽減されることが期待され、町の財政負担にも効果的であると考えられます。また、指定管理者制度に関しましては、施設を集約することで、運営という部分では業務を縮小することが可能であると考えられますが、へき地保育所に関しましては、施設を集約したとしても、保育に係る費用を減額することは難しいことから、あまり軽減されることはないと推察されます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。

保育所に関してはなかなか軽減できないということですが、施設を集約することで維持管理にメリットがあり効果的ということですが、令和8年度から、銀山地区義務教育学校に銀山中学校敷地及び校舎を活用するため、現在の銀山小学校校舎を学校施設として活用しないとのことですが、令和8年度以降校舎を別の目的として活用するためには、どのような施設にしていくかを検討する必要があると思いますが、今後の進め方をどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長

○産業課長（浜野 崇）令和8年度から銀山小学校児童が他の校舎に移動することを想定しますと、令和7年度までは、現在の校舎を使用することになります。そこから逆算し施設の大規模改修を令和8年度に実施することを想定すれば、前年度の令和7年度中に実施設計を策定する必要があると考えます。実施設計の前には、基本構想や基本設計を策定していく必要がございますので、令和8年度に大規模改修を実施し、令和9年度より活用することを想定すると、令和5年度中には一定の方向性を決めていく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今後、小学校の再活用・利活用の方向性というものについては、今後対応を考えていけるのかどうか。銀山地域住民が利用している施設として集約することで、多くの活用方法が構想されると思いますけれども、利活用の方向性を示すべき考えが町長としてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、義務教育学校基本構想の中で、銀山小学校の活用をせずという方針を示しましたので、銀山小学校校舎の存廃については、今後協議していかなければならないというふうに思います。解体をするのが良いのか、又は有効活用することが可能なのかどうかということも含めて、今後検討していく必要がございます。その検討段階の中です。先ほどご指摘のあった、他の施設、公共施設を一体化し機能を集約した施設、そういった施設にすべきなのか、

また新たな機能を持たせた施設にすべきなのかというような議論を深めていかなければならないというふうに思っております。その際には当然、住民の皆さんの意向にも沿いながら結論を出せるようにですね、町としても、今後計画を立ち上げて、そのような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）最後になりますけれども、町が保有されている銀山生活改善センター、また銀山老人憩の家、銀山児童館、更には旧銀山診療所、これはまたNPO法人が管理をしておりますけれども、町の建物として今非常にボランティア活動の中で利用されている。宿泊できる施設として今活用している場所となっています。その他に、団体組織が持っている銀山武道館、この施設もかなり年数的なものが経っているということで、また、非常に今地域の子どもたちが体力のために、また礼儀を養う場所として活用されております。地域住民とともにいろいろなお話をさせていただき、先ほども佐藤議員から話が出ていましたが、高規格道路のインターチェンジ、これもこの施設から5分とかからない場所にインターチェンジができるという、非常にこう町の人を取り込んでくれる「田舎へ来よう」というような施設としても、やはり今後考えていく必要性があるのかなと思います。いろいろな形の中で考えて、この施設を利用するか、また、新たな施設を建てるのかということについて、本当に令和8年度にはもう小学校を最終的には解体、令和9年度には解体という方向性が出てしまうのかどうか、その辺も重要なポイントになってくるのかなという感じもしていますので、ぜひとも地域住民、また、町の方向性というものを取り組んで活用できるところは活用する。また、集約できるところは集約するという形の中で取り組んでいただければという感じがしています。以上で私の質問は終わりますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）繰り返しになりますけれども、今後、地域の形というものをきちんと見極めながらですね、何が必要で何を削減していかなければならないのかという部分は、今後の財政状況も踏まえながら、また地域の皆さんの意向にも沿いながら、総合的に考えながら地域の形を作っていかなければならない時代に来ているというふうに思います。

当然、野崎議員が仰るように、地域の皆さんが思うような、そういった既存の地域を何とか残してもらえよう、そういった思いというものもですね、今十分酌み取ることもできましたし、何とかその思いを叶えられるよう町としても努力をしていかなければならないというふうに思っています。

ただ、きちんと何度も言うようにですね、これからの時代いかに負担を減らして、地域の皆さんで支えていけるような公共施設であるべきかということもきちんと議論しながら作っていかなければならないというふうに思っていますので、その辺のことも踏まえて、これから、銀山地域における公共施設のあり方について考えてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時22分

---

再 開 午前10時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第2『一般質問』を続けます。一般質問、『令和5年度町政執行方針について』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）令和5年度町政執行方針について。

ここ数年、コロナ禍においても、コロナ禍だからこそかもしれません社会増減が本町は管内最多でした。移住希望者向けの支援金制度が効果を出していると分析していますが、本町そのものの魅力も欠かせません。

～町民に健康と安心を～。本町は今まで子育て支援に力を入れてきました。中学生までの医療費の助成も所得制限なくいち早く取り入れましたが、今では近隣自治体も着々と高校生まで拡充しています。本町でも高校生までの拡充を検討していただいたのかお聞きします。

また、国民健康保険では資産割を廃止し、国保税の引下げをおこない、未就学児の均等割も国庫負担減額調整措置により減額になっていますが、本来すべて廃止するとともに国の責任において子ども医療に関わる全国一律の制度を創設すべきです。本町は令和3年度の決算で国民健康保険財政調整基金も1億3500万円あります。国に先がけて子どもの均等割を廃止するべきではないでしょうか。

～町民に生活の潤いを～。町営住宅についてお聞きします。銀山のぎんれい36は長い間空室になっていますが、その対策は検討したのでしょうか。そして、今まで入居していた人がどうして退去せざるを得なかったのか分析しましたか。議会報告・意見交換会の中で、都会での子育てに疲れた人たちが、短期間小学校や保育園に留学する移住体験を実施してはという提案がありましたが、町営住宅の用途を変更して活用できないのでしょうか。

～町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を～。地域おこし協力隊については、国の当初予算で隊員の募集経費への特別交付税措置の上限が一自治体当たり200万円から300万円に引き上げられ、隊員を増やす方向で検討しています。この制度でますます仁木町おこしをしていってもらいたいと思いますが、どんな募集活動をするのでしょうか。以上お聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、令和5年度町政執行方針について、の質問にお答えいたします。

はじめに「町民に健康と安心を」についてであります。1点目の「本町でも高校生までの拡充を検討していただいたのかお聞きします」について申し上げます。高校生までの医療費の助成拡大について調査を進めてきたところ、令和3年4月1日現在で道内89市町村、後志管内町村では8町村であり、令和4年4月1日現在、道内96市町村、後志管内町村においては9町村が高校生までの拡充を行っているところで、本町におきましては高校生に対する通学費等補助制度を始め、地域の実態に適した実効性の高い支援を行っていることから、義務教育である中学生までを対象として医療費の助成を行っていくこととしておりますが、高校生までの助成の拡大について、今後は医療費の推移や子育て世帯の家計の状況等を踏まえ必要性について考えてまいります。

2点目の「国に先がけて子どもの均等割を廃止するべきではないでしょうか」につきましては、国保税率は、北海道国民健康保険運営方針により令和8年度までに資産割の廃止、概ね令和12年度を目途として国保税率を道内統一していく方針が示されているところで、本町におきましてもそのことを考慮し、令

和3年度に資産割を廃止して国保税率の引き下げを行い、令和4年度より国の制度に合わせて未就学児の均等割を2分の1に減額するなど負担軽減を行ってきたところです。また、国民健康保険財政調整基金につきましては、現在約1億3500万円の残高となっている状況ですが、今後のトレンドを試算したところ、令和7年度から令和9年度頃には基金残高が2000万円を下回り、国保税率の引き上げを行わなければならない見込みとなっていることや、国においては「次元の異なる子育て支援」とする子育て支援の拡充が図られることから、町が国に先がけて子どもの均等割を廃止することについては考えておりません。

次に「町民に生活の潤いを」についてであります。1点目の「銀山のぎんれい36は長い間空室になっていますが、その対策は検討したのでしょうか」について申し上げます。町公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、銀山のぎんれい36を始め、町内の町営住宅についても、この目的に沿って運営しております。議員仰せのとおり、ぎんれい36については、近年空室が増加しており、適宜募集しても入居申込みが下回っている状況が続く、恒常的に空室が発生しております。このことから、町では町営住宅の入居を希望される方に対し、広報やホームページで情報を提供してきたところですが、より広範な方々に住宅に係る詳細な情報を分かりやすく周知することを目的に、動画発信の活動を行っていた元地域おこし協力隊員の協力を得て、住宅の間取りや居住環境が分かる動画を作成し、YouTubeを通じて配信する等、新たな取組も実施し、入居希望者の掘り起こしに努めております。さらには、行政報告で述べさせていただきましたが、町営住宅に入居中の働き世代等による収入超過者及び中堅所得者向けに対しても、ぎんれい36の一部空家をみなし特定公共賃貸住宅として募集を始めたところです。

2点目の「今まで入居していた人がどうして退去せざるを得なかったのか分析しましたか」につきましては、退去される場合に町担当者において理由を聴取しており、念願のマイホーム建設や購入など家屋の取得によるものや、転職・転勤といった現在の住環境や家賃の多寡に関係しない理由、加齢による町外の肉親の元への転出や施設への入居など多岐に及んでおります。また、繰り返しにはなりますが、収入増加に伴う家賃の増額により家計への影響が懸念されることから、みなし特定公共賃貸住宅として整備を行ったところです。

3点目の「都会での子育てに疲れた人たちが、短期間、小学校や保育園に留学する移住体験を実施してはという提案がありましたが、町営住宅の用途を変更して活用できないのでしょうか」につきましては、質問である短期間、小学校や保育園に留学する移住体験としては、町営住宅を活用することはできませんが、例えばUJIターン等による移住・定住希望者や地域におけるイベント等に就業する者など、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施する場合、当該地域において住宅に困窮していることが明らかで、地域を活性化させる目的とした場合などは、町営住宅の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で目的外使用として町営住宅を一定期間内活用することができますが、既に町では仁木町多目的滞在施設（Casual Inn Niki）を設置しており、移住・定住体験への活用が可能ことから、町営住宅の活用については現在のところ考えておりません。

次に、「町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を」についてであります。「どのような地域おこし協力隊の募集活動をしているのか」につきましては、募集の手法として各種求人サイトや募集事務を委託



するなど多数の手法がありますが、本町におきましては、町のホームページ及び一般社団法人移住・交流推進機構が運営するJOIN（ジョイン）というサイトにおいて募集を掲載しているところであります。総務省において更なる取組を加速させ、地方への新たな人の流れを創出することで令和8年度までに現役隊員を1万名とすることを掲げ、募集・受入れのサポート強化のため、令和5年度に募集経費の増額が予定されているものと情報を受けておりますが、正式通知は未達となっております。町の募集に関するこれまでの取組といたしましては、隊員募集のPR活動「地域おこし協力隊全国サミット」へ令和元年度に現役隊員と共に参加しております。近年はコロナ禍により参加できない状況であります。同サミットへ参加し町のPR及び隊員同士の交流・情報交換を行う予定であります。また、令和4年度は協力隊員が発信するこれまでのFacebookのほか、Instagramを始めるなど、活動内容の発信及び町のPRにより興味関心を持ってもらえるよう取組を行っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）はじめに、高校生までの医療費の助成ですが、通学費の補助があるから地域の実態に適した実効性が高い支援をしているとありますが、地元から高校をなくし、今度は鉄道をなくし、今どんどんと交通費も高くなっています。本来なら、北海道が交通費補助を考えなければならないことだと思います。仁木町では、子ども医療費は年々下がっているのではないですか。病気の子を持つ親の気持ちになってください。それなのに、国は、小学生以上に助成している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担を減額する厳罰措置をしているそうなのですが、そういう実態はあるのですか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時49分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は8名です。

上村議員に対しての答弁が残っております。渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）まず、医療費の推移でございますが、高校生の部分の医療費について調べたところ、平成30年ぐらいから令和3年にかけて、医療費はだいたい横ばいのような状況でございます。

そして、先ほどの小学生を超えた中学生までの助成をしたときのペナルティーの部分でございますが、国から出てきます調整交付金の部分が下がるような形になりまして、その部分につきましては、町で一般会計から繰り入れるような形で行っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）その罰則措置があるからこの医療費が上げられないのかなと思ったわけですけども、仁木町の医療費、子どもの医療費が年々少なくなっているんですね、高校生ではなくて。だからその分、高校生にいけるのかなというふうに思いました。

そういうペナルティーがある中でも、先日群馬県知事が来年度より高校生までの医療費無料化を発表しています。県として高校生ままでということで、すごいことだなあというふうに思いましたけれど、北海道は何歳まで医療費が無料化になっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。



○ほけん課長（渡辺吉洋）小学生までとなっております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）北海道は小学生までということで、とても残念ですけども、国保については、確かにここ数年引下げが行われてきましたが、国保税そのものが高過ぎるのです。子どもの均等割を国が減額したのも、それが理不尽だから手をつけたのではないのでしょうか。これも国の基準を超えて減額したらまたペナルティーがあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）国保税の税率を下げてもペナルティーはございません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それではぜひ、これをやってほしいんですけども、最近町は国が決めたことには手をつけないというか、「町が国に先駆けてはできません」ということが、多いような気がしています。ぜひ、医療費助成を中学生までやったように、画期的な医療費助成をお願いしたいと思います。

次に、ぎんれい36についてですが、私の聞くところでは、どうして退去せざるを得なかったのかは、子どもが独立して基礎控除がなくなり一挙に倍ぐらゐの家賃になってしまったとか、単身者でも手当等が多くなり5万円以上になってしまい、交通費が出るから余市町に引っ越したなど、本当は銀山に住んでも良い人がいなくなってしまうという危機感がありました。今回、行政報告の中で、みなし特公賃として4戸使用させると決めていただいて、本当にほっとしています。私は前から、何とか町営住宅を特公賃に変える方法はないかなあと探していたのですが、ある程度の年数が経たないと用途変更できないと思っていました。町営住宅の管理条例第49条を利用してできたことは本当に良かったです。もう少し早くここに気づいて欲しかったなというふうに思いますけれども、この特公賃は4戸しかできないのでしょうか。また今まで住んでいるところで変更はできないのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今、後半質問された部分は、担当の方からお答えさせていただきますけれども、今回こういう、みなし特公賃という形で受皿を作った経緯というか、背景といたしましてですね、やはり銀山の町営住宅の空き家が10件以上ここ数年ずっと続いている。そもそもこの町営住宅は、私が来る前に計画として議員の皆さんが承諾して計画していたわけですよ。何十戸も建てて、その割には需要が少なかったと、職員の人たちが入る予定がなかなか入らないで、余市町に行ってしまったというような、先ほど上村議員の指摘もありましたけれども、私はこれは違うのではないかと思うんですよ。当時の議員の皆さんが、それを覚悟の上であれを作ったわけですよ。それを何か今の行政の責任において対処しなかったというのは、ちょっとそれは私はちょっと納得いかない部分があります。ですから今回、あくまでも空き家が続いて、このままでは町営住宅としてやはり機能が果たせないんで、みなし特公賃という形でようやく町として判断した中で、今回処置させていただきました。これによって少しでも銀山の人たちがあそこに入るようにしてもらいたいという町の方の考えの中で決断させていただいたことを、私からの主張として受け止めていただければというふうに思います。

後段の質問に対しては、建設課長の方からお答えさせていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問ですけれども、みなし特公賃住宅を4戸以上さらに増やすことができないのかという部分だったと思います。それにつきましては、戸数については特段決めがない状況でございます。4戸ですとか、5戸・6戸ということは可能でございます。

また、今住んでいる住宅、町営住宅をみなし特定公共賃貸住宅としてそのまま住めないかという部分だったと思うんですけれども、そちらについてはですね、公平性の観点から公募をかけて募集をすることになりますので、入居中の部屋を公募して募集をかけるということは難しいと判断し、空き家となっている部屋をみなし特定公共賃貸住宅として募集をかけたところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今住んでる人が、家賃が倍になってしまうという人もいるんですけれども、やはりその決めた空き家に引っ越して入らなければならないということですか。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）只今のご質問ですけれども、やはり今入居されている方も、一旦空いているところ、みなし特定公共賃貸住宅として整備したところに引っ越してもらうということになります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）先ほど町長が仰っていましたが、私も町営住宅を建ててほしいという一員でしたので、それは深く今後の行く末を考えていなかったというのは、肝に銘じています。今、こういうもう建ってしまったからの空き家が多いというところでは、やはり両方でこの対策を立てていかなければならないのではないかとこのように思っています。

次に、地域おこし協力隊員ですが、今、全国で6000人の隊員を1万人に増やす目的としていますが、JOINのサイトを見たんですけれども、今仁木町では、この地域振興員に限り募集していますが、他に手伝いしてほしい仕事とかはないんでしょうか。何か募集に制限があるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今年度募集をしている地域おこし協力隊員、本町の地域おこし協力隊については地域振興員ということで募集をさせていただいております。これまで産業振興員、そして主に農業に就農することを目的に行っている農業支援員等を行ってございましたけれども、町としては、今年度についてはですね、地域を盛り上げていただくということでSNS等の発信をしていただく隊員ですとか、クリエイターの何かを作るというような形の隊員ですとか、そういうことを目的に今年度、地域おこしの隊員を地域振興員ということで募集をしております、それぞれその年その年に応じてですね、本町の方でお願いしたい部分で地域おこし協力隊員を農業に就農される方なのか、産業のお手伝いをしたい、産業振興をお手伝いしたい隊員なのかというところを判断した中で募集の枠を決めてございます。今年度については、地域振興員ということで5名を今JOINのサイトにおいて募集しているところでありまして、様々な応募する隊員がこういうことで仁木町を盛り上げたいということを履歴書等に書いていただき、面接も行いながらですね、委嘱・採用の方を判断させていただいているという状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この地域おこし協力隊員は本当に都会から、こういう仁木町のようなところ、農業を振興しているようなところにせっかく来てくれるというような人が多いと思うので、ぜひ、国も推

奨しておりますし、費用も国が出してくれるのですから、ぜひ、仁木町をPRするためにも、仁木町に住んでもらえる、そういうような隊員を待っていたいなというふうに思いますけれども、仁木町をより良くこれからも魅力ある町にしながら、今年度ぜひ隊員が来るように願って質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

### 日程第3 議案第11号

令和5年度余市郡仁木町一般会計予算

### 日程第4 議案第12号

令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

### 日程第5 議案第13号

令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

### 日程第6 議案第14号

令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第11号『令和5年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第14号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました令和5年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は、町民税、固定資産税などを合わせて3億3956万8000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金1億5335万5000円を取り崩し、繰入れを行い、令和5年度の予算編成を行ったところでございます。

令和5年度の予算規模につきましては、一般会計が総額54億1983万7000円、前年度対比では9億2940万6000円、20.7%の増であります。国民健康保険事業特別会計は総額で2億213万3000円、前年度対比では694万4000円、3.6%の増であります。簡易水道事業特別会計は総額2億4273万2000円で、前年度対比で2億7550万2000円、53.2%の減となっております。後期高齢者医療特別会計は総額が7791万2000円、前年度対比は116万円、1.5%の減でございます。以上4会計予算の合計は総額で59億4261万4000円となり、前年度対比で6億5968万9000円、12.5%の増となっております。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する令和5年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する令和5年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和5年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

---

再 開 午前11時16分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

休憩中に行われた令和5年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告いたします。

令和5年度各会計予算特別委員会委員長に磨議員、副委員長に上村議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

---

日程第7 議案第5号

仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第8 議案第6号

仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第9 議案第7号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第8号

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第9号

仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

日程第12 議案第10号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第5号『仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』ないし、日程第12、議案第10号『ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について』以上6件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案6件につきまして提案説明をさせていただきます。

す。

まずは、議案第5号、仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第6号のページをお開き願います。議案第6号、仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第7号のページをお開き願います。議案第7号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第8号のページをお開き願います。議案第8号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例（平成12年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について。仁木町文化財保護条例（昭和63年仁木町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第10号のページをお開き願います。議案第10号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について。ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称は、所在地が、仁木町大江1丁目地内、名称は、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場であります。2. 指定管理者に指定する団体の住所及び名称は、住所が、札幌市西区宮の沢2条3丁目4-1、名称は、株式会社コンサドーレ、代表取締役 三上大勝であります。3. 指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。以上、議案6件の一括提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（横関一雄）一括議題6件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和5年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和5年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

---

## 日程第13 議案第15号

### 仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について』を議

題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第15号でございます。

仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町課設置条例（昭和38年仁木町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第15号、仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、少子化・高齢化の加速や脱炭素をはじめとする社会変革の動きを捉えた取組を展開するため、町長の権限に属する事務を分掌させる課の一部を改正するというものであります。

改正内容につきましては、現在、住民課が分掌している社会福祉に関する事務を国保や介護・保険などを分掌しているほけん課と統合、ワンストップの福祉サービス提供とし、名称を「福祉課」に改め、住民課の分掌を環境や衛生、戸籍・住民登録などに関する事務のみとし、環境分野の機能を強化、名称を「住民環境課」とするものであります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後の条例となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所となります。第1条、課の設置の条文中、「住民課」「ほけん課」を「住民環境課」「福祉課」に改め名称を変更するものであります。次に、第2条、分掌事務の条文中、第4号「住民課」を「住民環境課」に改め、社会福祉に関する事項を削り、第5項第5号「ほけん課」を「福祉課」に改め、社会福祉に関する事項を加えるものであります。

2ページ、附則第1条につきましては施行期日の定めでありまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。第2条は、仁木町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正で「住民課」を「住民環境課」に改めるというものであります。

3ページ目は、附則第2条の新旧対照表となります。以上、議案第15号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、3点ほど質問させていただきます。

この度の条例改正につきましては、執行方針にも掲載されておりましたけれども、施策の迅速かつ適切な実施や、サービスの向上を図るため、福祉関係の業務の集約や脱炭素化に向けた取組を強化するため、組織機構の改正を行うということでもありますけれども、現在の組織機構と改正後の組織機構では、具体的にどのような効果が得られるのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方から答弁させていただきます。

今回、ご提案させていただきました組織改正でございますけれども、現行の体制においても、これまで

も住民サービスは適切に図られているところがございますけれども、先日、町長の方から執行方針の中でもありましたように、未来志向ですね、今後の本町の直面する課題、それから未来に向けてのいろんな整理しなければならない色々な事業分野について考えた上で、それを見越した中の組織改正を検討させていただきまして、提案をさせていただいたというところでございます。

それで、具体的に申しますと、特に福祉分野につきましては、例えば今、高齢者の保健事業、それから介護の一体的な実施ですとか、例えば、今現在国の方で指導を指示しておりますけれども、子ども包括支援センターなどですね、高齢者対策、それから医療・介護、それから子育て支援、そういったものと密接につなげるというのが一般的な趨勢になっておりまして、それに対応する形で組織も組み替えて事業の方を円滑に進めてまいりたいというふうに考えております。それと併せて、環境分野でございますけれども、こちらについてもですね、従前は、ごみの収集を含めてですね、住民生活には極めて大事な部分ではございましたけれども、後ろ向きな部分、後ろ向きの対応といいますか、そういった部分もあったと思いますが、今後はですね、先ほどの答弁の中、論議の中でもございましたけれども、景観条例の作成とか、カーボンニュートラル実施等を含めて極めて重要な施策として位置付けて、その中で環境の部分の特出ししてより効率に進めていきたいというふうに考えているところでございます。そういったものが今回の組織改正によって期待ができるのではないかとこのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで、そのために職員数等の配置、課の配置、係も含めて変わるのかなと思いますけれども、それはどんな状況になるのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）係等の配置の有り様については、現状基本的な今のスキームを維持しておりますけれども、ただ特に環境分野については、新たな業務も必要になってくるということで、実際に担当するスタッフの充実を図りたいということですね、今回、2つの実質の課の統合ということになります。2つの課に係る組織機構でございますけれども、現在いる課長相当職3名を2名にしてですね、そして、その2名にして1名減少した分を一般職に振り替えて、それを環境分野の方で新たな業務に対応していきたいというふうに考えております。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドということで、人を増やさないで中の組織を見直して、人員の配置を行ったというところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、住民課の方の環境、あるいは住民票等の交付等の事務を行っている部分でいくと、今は3名体制ですね。それが何名になるのでしょうか。環境の方は。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）現在、環境衛生係は係長1人で対応しておりますけれども、そちらは係長とそれから担当者2名という体制でやっていく形になるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それで、特に福祉関係につきましては、住民対応が多いと思うんです。それで、改正後には課の名称も変わります。それで、高齢者の方とかの来客も多いと思いますので、改正当初については電話に出ても今



度は課の名前が変わりますので、いろいろ混乱するのかなと。あるいは、来庁されてもちょっと混乱するのかなと思いますので、その辺の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）サービスの提供については、ワンストップということで効率的にできると思いますけれども、確かに、ただいま議員からご指摘のとおり当初の混乱は想定されると思います。そういったことから、町の広報とか町の様々な媒体を活用してですね、今回の改正の趣旨については説明させていただくとともに、今回、来庁される方に円滑にサポートできるように、すべての職員が情報を共有させていただきまして、例えば、配慮が必要な方についてですね、どの課に所属する職員も円滑に対応できるように、適切に指導できるように情報の共有化を図りたいというふうに考えておりますので、円滑な対応についてですね、ここについては特段の取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第14 議案第16号

### 障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第16号『障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第16号、障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第16号、障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条



例の制定につきまして、ご説明いたします。

昨年12月、精神障害の当事者を中心とする団体から北海道に対し、道内市町村の一部において、精神障害者を対象とした議会等の傍聴や公共施設の利用を制限する条文を含む条例規則等が現存している旨の指摘がございました。その後の道からの調査依頼を受け、本町例規を確認したところ、当該団体から指摘のあった、仁木町教育委員会傍聴人規則の他、公共施設6施設を設置条例について精神障害者の使用又は利用に係る制限条項があることを確認いたしました。

今回の改正につきましては、当該条例の規定について「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法第7条で規定する「障害を理由とする不当な差別的取扱い」に該当、もしくは、該当する可能性があることと認められることから、当該条例中の使用又は利用の制限に関し、障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正を行う内容となっております。

また、仁木町水泳プール設置条例及び仁木町地域集会施設設置条例における使用又は利用の制限条項に關しまして「伝染病患者」から「感染症患者」へ改める内容となっております。これにつきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行により伝染病予防法が廃止され、法文中の「伝染病」の文言が「感染症」に改められたことによる改正でございます。

なお、改正に当たりましては、住民課所管が3施設、産業課所管が1施設、教育委員会所管が2施設と複数課等に及ぶため、個々の条例改正を行わず、関係条例の整理に関する条例として上程するものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインを付している部分が改正部分となっております。第1条関係は、仁木町水泳プール設置条例の改正でございます。同条例第7条、使用の制限、第1項第2号中の「伝染病患者または精神異常者」を「感染症患者」に改め、同項の4号として「その他町長が不適當と認める者」を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。第2条関係は、仁木町生活館条例の改正でございます。同条例第4条、使用の制限、第2項第2号中の「又は精神異常者」を削除し、同項の4号として「その他町長が不適當と認める者」を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。第3条関係は、仁木町地域集会施設設置条例の改正でございます。同条例第3条、利用の制限、第2項第2号中の「伝染病患者又は精神異常者」を「感染症患者」に改め、同項の4号として「その他町長が不適當と認める者」を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。第4条関係は、仁木町老人憩の家設置条例の改正でございます。同条例第6条、使用の制限、第2項第2号中の「又は精神異常者」を削除し、同項の4号として「その他町長が不適當と認める者」を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。第5条関係は、仁木町生活改善センター条例の改正でございます。同条例第6条、使用の制限、第2項第2号中の「又は精神異常者」を削除し、同項の4号として「その他町長が不適當と認める者」を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。第6条関係は、仁木町山村開発センター設置条例の改正でございます。同条例第5条、使用の制限、第2項第2号中の「又は精神異常者」を削除するものでございます。また、

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で議案第16号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第17号

仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第17号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第17号であります。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第17号、仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

民法等の一部を改正する法律の一部施行による、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、民法第822条、懲戒権に関しまして、「親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」旨、定められておりましたが、児童虐待が社会問題になって

いる現状を踏まえ、当該条文がこれまで、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘があったこと、また、「懲らしめ・戒める」という強力な権利であるとの印象を与えるとのことから削除するに至ったものでございます。これにより、内閣府が保育園などの運営基準を定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」以下、基準府令と言いますが、この基準府令の見直しが行われております。町におきましては、基準府令に従い、あるいは参酌して当該条例を制定しており、今回の条例改正により基準府令と同様の規定がある当該条例の規定について、これを削除とする改正を行う内容となっております。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。また、アンダーラインを付した部分が改正部分でございます。第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、基準府令に従うべき基準となっておりますので、削除するものであります。次に、第50条につきましては、特定地域型保育事業者等に係る準用規定でございますが、第26条の削除により、準用条項の整理を行うものでございます。

次のページをお開き願います。第51条につきましては、特別利用地域型保育の基準でございます。改正の内容につきましては、前条同様、第26条の削除により、基準条項の整理を行うものであります。また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第18号

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第18号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号、仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井住民課長。

○住民課長（河井 健）議案第18号、仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、都道府県及び市町村が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、児童の安全の確保に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。内容といたしましては、利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための安全計画を策定しなければならないこと。その安全計画では、設備の安全点検の実施に関することや、施設内外での活動や取組においても、安全確保ができるために行う指導に関することなどが求められ、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修の実施、保護者に対する取組内容等の説明などが義務付けられることとなります。今回の法改正により、保育所や児童養護施設に係る運営に関する基準については、北海道において条例改正を行うこととなりますが、児童福祉法において市町村が認可することとされている家庭的保育事業等については、市町村が条例で定めなければならないとされております。現在町内に家庭的保育事業等を行う者はおりませんが、従うべき基準及び参酌すべき基準を規定する「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正により、所要の改正を行う内容となっております。また、議案第17号でご説明いたしました民法等の一部を改正する法律により、一部改正を行った仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例同様、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除について、併せて改正を行う内容としてございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインを付した部分が改正部分でございます。まず、第7条の2、安全計画の策定等につきましては、新設となっております。第1項では、施設の設備の安全点検の実施に関すること、施設内での保育時はもちろん、散歩等の施設外での活動・取組等においても安全確保ができるために行う指導に関すること。更には、安全確保に係る取組等を確実にを行うための職員への研修や訓練を実施する項目など、施設利用乳幼児の安全確保の取組を計画的に実施するための安全計画策定を義務化する内容となっております。第2号では、施設運営を管理すべき立場にある者は、策定した安全計画について、保育を提供する職員に周知することと合わせ、研修や訓練を定期的に行う実施しなければならない旨、規定してございます。第3項では、施設利用乳幼児の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど、児童の安全に関する連携を深めるため、施設における安全計画に基づく取組内容等について、入所の際の機会等において説明を行うなど周知しなければならない旨の規定としてござ

います。第4項では、PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う内容の規定でございます。次に、第10条、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併設する場合の職員の兼務に関する規定でございます。これまでは、右側改正前のただし書のとおり、保育に直接従事する職員については、他の社会福祉施設職員を兼務できませんでしたが、当該保育に支障がない場合に限り兼ねることができるという内容でございます。

次のページをお開きください。第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止につきましては、議案第17号で説明いたしました内容と同様による改正でございます。次に、衛生管理等第14条第2項でございます。同項につきましては、感染症や食中毒の予防、又はまん延防止について「必要な措置を講ずる」とされていた規定から、職員に対し、そのための研修や訓練を定期的実施するよう具体的に明文した内容の改正でございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、第13条の改正規定につきましては公布の日から施行するものでございます。以上で議案第18号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第19号

### 仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第19号『仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第19号でございます。仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町民センター設置条例（平成11年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○産業課長（菊地健文）議案第19号、仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

本年度に実施した役場庁舎等複合施設空調機更新・新設工事により、仁木町民センター内の和室1・2、及び控室に冷房機能が搭載された空調設備が設置されたことに伴い、仁木町民センター設置条例別表に対して該当する室名を追加する必要があるため、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正後でございます。なお、下線を付してある箇所が改正箇所でございます。別表第1、備考2の（1）多目的文化ホールの括弧内「ステージ」の後に「、控室」を追加、交流ホールの後に「、和室1、和室2」を追加するものでございます。附則は施行期日の定めであり、令和5年4月1日から施行するものであります。以上で議案第19号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午前11時56分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月22日水曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散 会 午前11時57分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員



## 令和5年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和5年3月10日～3月22日（13日間）  
 2日目 令和5年3月13日（月）  
 （開議～午前9時30分 / 散会～午前11時57分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第11号	令和5年度余市郡仁木町一般会計予算	R5.3.13	委員会付託
議案第12号	令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R5.3.13	委員会付託
議案第13号	令和5年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R5.3.13	委員会付託
議案第14号	令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R5.3.13	委員会付託
議案第5号	仁木町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	R5.3.13	委員会付託
議案第6号	仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	R5.3.13	委員会付託
議案第7号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	委員会付託
議案第8号	仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	委員会付託
議案第9号	仁木町文化財保護条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	委員会付託
議案第10号	ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	R5.3.13	委員会付託
議案第15号	仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	原案可決
議案第16号	障がい者に係る欠格条項の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	R5.3.13	原案可決
議案第17号	仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	原案可決
議案第18号	仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	原案可決
議案第19号	仁木町民センター設置条例の一部を改正する条例制定について	R5.3.13	原案可決